

ナースケア湘南事業所運営規程（指定居宅介護支援）

第1条（事業の目的）

有限会社ナースケアが開設するナースケア湘南事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業の実施に当たっては、前四項の他、「介護保険法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第38号）」に定める内容を遵守する。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 ナースケア湘南事業所 ②所在地 神奈川県藤沢市鵠沼橋1-2-4-502

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）： 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1名（常勤者1名）： 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。ケアマネ一人あたりの受け持ちは予防も含めて45件未満とする

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日（祝日含む） 営業時間 9:00～18:00
- 2 休業日 12月29日～1月3日

第6条（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

- 1 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次の通りとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。
 - ② 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う
 - ③ 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する
 - ④ サービス担当者会議の開催場所 利用者宅及び事業所内、その他必要と認められる場所において開催する
 - ⑥ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準のものとし、法定代理受領サービスである時には、利用者からの支払いは受けないものとする。
- 3 次条通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費徴収する。尚、自動車を利用した場合の交通費は次の額とする。
 - ①通常事業の実施地域を越えた地点から片道概ね 20キロメートル未満 800円
 - ②通常事業の実施地域を越えた地点から片道概ね 20キロメートル以上 1,000円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意した旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市の区域とする。

第8条（その他の運営に関する留意事項）

- 1 事業所は、介護支援専門員の質的向上図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて改善の処置を講じ、利用者および家族に説明をするものとする。
- 5 当事業所はサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者家族に連絡を行うと伴に必要な処置を行う。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ナースケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月1日から施行する。